

答申第6号（概要）

- 1 件名 「措置入院に関する診断書」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成24年2月29日
- 4 原決定年月日 平成24年3月2日
- 5 決定の内容 部分開示決定
- 6 異議申立て年月日 平成24年3月5日
- 7 部分開示決定理由

措置入院の要否を判断する精神保健指定医の診断書には、客観的かつ詳細な情報の記載が求められており、性質上、被診察者本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、精神保健指定医は記載内容が本人に開示されないことを前提に記載している。仮に、被診察者本人に開示することを前提とすれば、精神保健指定医は本人とのトラブルを未然に避けるため、記載内容を簡略化することなどが想定され、診断内容が形骸化するおそれがある。

さらに、診察を行った精神保健指定医の氏名や診察に立会した職員の氏名等を開示することによって、診断内容に対する不満から軋轢や紛争を生じさせる可能性があり、ひいては措置入院業務の適正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。

- 9 諮問年月日 平成24年3月8日
- 10 答申年月日 平成24年6月27日
- 11 審査会の結論 部分開示とした決定は妥当である
- 12 審査会の判断概要

診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像」及び「診察時の特記事項」に記載されている内容は、事柄の性質上、被診察者本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、精神保健指定医は、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化することなどが予想され診断書の記載内容が形骸化し、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、精神保健指定医名、職員氏名及び印影についても、これらの氏名を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、精神保健指定医や職員に対する不信感や誤解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医や職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。